

#### 4. 穀物のわら及び飼料用の乾草（対象疾病：口蹄疫）

平成30年6月27日更新

地域	穀物のわら及び飼料用の乾草
<p>①対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>極めて低い</u>と考えられる地域</p> <p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ</p> <p style="text-align: right;">（43地域）</p>	<h2 style="color: black;">動物検疫不要</h2>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">輸入禁止地域</p> <p>②動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>否定できない</u>と考えられる地域</p> <p style="text-align: center;">〔 ①以外の地域 〕</p>	<h2 style="color: red;">輸入禁止※</h2>

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。